

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案に対する修正案要綱

一 総則

- 1 基本理念を新たに設け、次のように定めるものとする。こと。（新第2条関係）
 - ① 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進は、国家及び国民の安全の確保と自由かつ公正な経済活動の促進との両立を図ることを旨として行わなければならないこと。
 - ② 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に当たっては、経済活動に対する規制を必要最小限のものとする。ことにより、事業者の事業活動における自主性を尊重し、事業者の間の適正な競争関係を阻害することのないようにしなければならないこと。
 - ③ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に当たっては、事業者及び国民に対し十分な説明を行い、その理解を得るようにしなければならないこと。
 - ④ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に当たっては、政府の行政改革の基本方針との整合性を確保するようにしなければならないこと。
 - ⑤ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないようにしなければならないこと。
- 2 政府は、基本理念にのっとり、基本方針を定めなければならないものとする。こと。（新第3条第1項関係）

二 特定重要物資の安定的な供給の確保

- 1 政府は、特定重要物資の指定に係る政令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第6条第4項に規定する知見を有する者の意見を聴かななければならないものとする。こと。（新第7条第2項関係）
- 2 主務大臣が事業者に報告又は資料提出を求める必要性について、「特に」必要な限度とするものとする。こと。（第48条第1項関係）

三 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

- 1 主務大臣は、特定社会基盤事業者の指定の基準に係る主務省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第49条第4項に規定する知見を有する者の意見を聴かななければならないものとする。こと。（新第50条第2項関係）
- 2 特定重要設備の導入等後等の勧告及び命令をすることができる要件のうち、特定妨害行為の手段として使用されるおそれについて、「著しく」大きいと認めるに至ったときとするものとする。こと。（第55条第1項及び第2項関係）
- 3 主務大臣の責務として、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供が確保されるようにするために必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。こと。（第57条関係）

四 特定重要技術の開発支援等

- 1 先端的技術の例示として、「宇宙科学技術、海洋科学技術、量子科学技術、人工知能関連技術その他の」を追加するものとする。こと。（第61条関係）
- 2 政府は、特定技術分野に係る政令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第65条第4項に規定する知見を有する者の意見を聴かななければならないものとする。こと。（第66条第12項関係）

五 その他

- 1 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならないものとする。こと。（新第86条関係）
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、特許出願人、指定特許出願人又は発明共有事業者が、特許出願の非公開に関し、内閣総理大臣に対して報告、提出その他の手続を行う場合において、その手続を円滑に行うことができるよう検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。こと。（附則新第4条第1項関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。